別紙１

青年等就農計画認定基準

第１　三原市基本構想に照らして適切なものであること

　１　農業経営の規模

（１）申請された計画における部門別規模が三原市基本構想で設定した規模を上回った場合は，適切なものとして取り扱う。

（２）計画に記載する規模については，特定作業受託及びそれ以外の作業受託についても記載することができる。また，特定作業受託以外の作業受託についても，作目ごとに，基幹作業の延べ作業面積を基幹作業数で除した面積を受託面積として記載することができる。

（３）申請された計画における部門別規模が，三原市基本構想で設定した規模を下回る場合でも，有機栽培や直接販売等に取り組む等，認定申請者が意欲を持って計画に記載された農業経営の基礎の確立に向けた取組を継続し，将来的には三原市基本構想で示される所得水準等に到達することが見込まれる場合には，その計画を適切であると判断することができる。

（４）新規就農者が農畜産物の生産のみならず，農畜産物の加工・販売等の取組を行うときは，「農業経営の規模に関する目標のうち農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」にその旨を記載することとし，農畜産物の生産と併せて当該取組により，将来的に三原市基本構想に掲げる所得水準等の達成を目指すときは，その計画を適切であると判断することができる。

　　　　なお，目指すべき所得水準等の目標の達成の判断に当たっては，営業利益だけ見るのではなく，交付金等（青年就農給付金を除く）を含めた収入及び加工・販売その他の関連・附帯事業に係る収入を合計した上で，それぞれの経費を差し引いた所得で判断する。

２ 生産方式

（１）三原市基本構想で設定した生産方式におおむね準拠している場合には，適切なものとして取り扱う。

（２）三原市基本構想で設定されていない生産方式，例えば有機農業を取り入れている場合にあっては，近隣の同種の農業経営の実態や計画申請者のこれまでの研修経験等も踏まえ，技術が習得されているか，流通・販売の方法が確立されているか，有機農産物の適正表示がなされているかなどの観点から判断し，認定するものとする。

３ 経営管理の方法及び農業従事の態様

　　三原市基本構想で示した指標は定性的なものが中心となるため，関係者による面接等により計画申請者が農業経営の基礎の確立に向けた必要な取組を行うかどうか等を把握することで判断する。

４ その他

　　　次に掲げる事項に留意する。

（１）計画に記載した目標とする年間所得及び目標とする主たる従事者の年間労働時間については，計画申請者の目標設定に濃淡があると考えられることから，計画申請者が記載した目標そのものを判断基準とはせず，計画の達成に向けた取組が行われている又は行われる見込みがあるか，三原市基本構想に掲げる目標とすべき所得水準を実現し得るかなど，期間終了後に経営改善計画の認定を受ける見込みがあるかを判断基準とする。

　　　　また，年間労働時間については，労働時間を如何に農業経営の発展に役立つ分野に充てているかといった観点でも判断する。

　　　　なお，認定新規就農者制度は，将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展すると見込まれる青年等を対象とするものであることから，計画における青年等の年間農業従事日数については，少なくとも150日以上であると見込まれること。

（２）三原市基本構想の経営の指標に定められていないような営農類型の経営であっても，都道府県内外の類似する基本構想における経営の指標などを踏まえ，認定するものする。

（３）認定新規就農者となり得るものは，個人経営及び法人経営であり，法人格を有しない集落営農は認定新規就農者となることはできない。

（４）申請者が法人の場合にあっては，法人の構成員で，かつ，法人の主たる従事者が目標とする農業所得の額が三原市基本構想に掲げる目標とすべき農業所得水準と同等以上の水準となるような農地の規模拡大の取組や農畜産物の加工・販売の取組等が掲げられているか否かで判断する。

 （５）現在の経営が既に三原市基本構想で示す指標を上回る者からの申請については，申請された計画の内容が，今後も更なる所得向上等を目指して，農業経営の確立を図ろうとするものであれば，三原市基本構想に照らして適切であると判断するものとする。

第２ 青年等就農計画の達成される見込みが確実であること

　　 計画における農業経営の目標について，これまでの研修経験，生産方式等の当該計画に掲げられた各事項間の整合性，農業労働力の確保の実現性等をもとに，その達成の確実性を総合的に審査して行う。

　　 特に，これまでの研修経験等を踏まえ，当該計画の生産方式に係る農業技術を習得しているかという観点で審査を行う。

　　 また，経営の適正な管理の実施を農業簿記等により行うことが見込まれるかについても審査を行うこととする。

　　 さらに，当該青年等の指導等に当たっている農業者（指導農業士等）の意見を十分尊重するものとする。

第３ 青年以外の個人が有する知識及び技能が計画の有効期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること

　　 第２条第１項第２号に定める青年以外の個人が効率的かつ安定的な農業経営を営むために有する知識，技能やそれまでに従事した職種，受講した研修・教育等が計画の有効期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであるかどうか審査を行う。

第４　その他

　　　三原市は，認定審査の透明性を確保する観点から，三原市基本構想に定める目標とすべき所得水準，労働時間等，認定に当たっての判断の基準となる全ての指標を，その庁舎で閲覧に供し，又は広報やホームページに掲載する等適切な方法により公開する。